

テフロンコック使用に係る妥当性確認の取り扱いについて

平成14年11月5日

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

認定センター

ダイオキシン類の測定方法のJIS K0311では、前処理器具の分液漏斗、カラムクロマト管はガラス製、また、JIS K0312では前処理器具の分液漏斗はガラス製と規定されていることから、試料の前処理に用いる分液ポート及びカラムクロマト管にテフロンコックを使用することはJISの一部を変更した方法であると判断する。従って、テフロンコックを使用する事業者は認定基準の運用・解釈*に基づき十分な妥当性の根拠を示すことが必要である。

妥当性確認方法は、次のいずれかによる。

- ①認定センターが推奨する妥当性確認方法。(別添)
- ②事業者が過去に実施した①による方法。
- ③その他

* 認定基準の運用・解釈

ダイオキシン類に係る特定計量証明事業の認定基準(平成14年経済産業省告示77号)の運用・解釈(平成14年3月29日)では、計量証明の方法における公定法の一部を変更した方法を用いる場合、申請事業者に対して妥当性確認(目的適合性の客観的根拠を提供するもの)の提示を求めている。

別添

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター

テフロン製コック付きガラス器具の使用に係る妥当性確認方法について

1. 確認試験用試料

試料として、濃度既知試料を使用する。濃度既知試料として次のものを推奨する。

- ・ダイオキシン類分析用環境組成標準物質(供給機関の例:(社)日本分析化学会)

なお、推奨する濃度既知試料以外のものを使用する場合は、クロスチェック等の適切な方法により当該試料に値が付与されていること。

2. 使用器具

通常使用しているテフロン製コック付きガラス器具

3. 分析方法

各事業者の手順書に規定した方法で行う。

4. 評価

次のいずれの条件も満足すること。

- ・内標準物質の回収率が規定の範囲内であること。
- ・既知濃度(認証値等)と比較して有意な差がないこと。